

防 災 関 係 機 関 等

新居浜市防災会議条例

〔昭和39年4月1日〕
〔条例第33号〕

改正 昭和47年7月20日条例第30号
平成9年4月1日条例第31号
平成12年4月1日条例第32号
平成24年9月26日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、新居浜市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平12条例12・一部改正）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新居浜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- （平24条例28・一部改正）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認め委嘱し、又は任命する者

6 防災会議を構成する委員の定数は、30人以内とする。

7 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（平9条例35・全改、平24条例28・一部改正）

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、新居浜市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（昭47条例30・一部改正）

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年7月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

新居浜市防災会議委員

新居浜市防災会議会長

新居浜市長

区 分	委 員
第1号委員	新居浜海上保安署長
第2号委員	愛媛県 東予地方局 地域産業振興部長
	愛媛県 東予地方局 健康福祉環境部長
	愛媛県 東予地方局 建設部長
第3号委員	新居浜警察署長
第4号委員	新居浜市 副市長
	新居浜市 危機管理監
	新居浜市 企画部長
	新居浜市 総務部長
	新居浜市 福祉部長
	新居浜市 市民環境部長
	新居浜市 経済部長
	新居浜市 建設部長
第5号委員	新居浜市 教育長
第6号委員	新居浜市 消防長
	新居浜市 消防団長
第7号委員	新居浜港湾局 事務局長
	四国旅客鉄道 株式会社 新居浜駅長
	株式会社 NTTフイルムテクノ 四国支店 愛媛営業所フイルムサービスセンター所長
	日本通運 株式会社 新居浜支店長
	四国電力送配電 株式会社 新居浜支社長
第8号委員	新居浜市連合自治会 代表
	新居浜市女性連合協議会 代表
	新居浜市夫人防火クラブ 運営協議会 代表
	新居浜市ボランティア連絡協議会 代表
	新居浜市障がい者自立支援協議会 代表
第9号委員	新居浜市上下水道局長
	新居浜市医師会 代表
	新居浜市地区共同防災協議会 代表

新居浜市災害対策本部条例

〔昭和39年4月1日〕
〔条例第34号〕

改正 平成9年4月1日条例第36号
平成24年9月26日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、新居浜市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(平9条例36・平24条例28・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
(平9条例36・追加)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。
(平9条例36・一部改正)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

新居浜市災害対策本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、新居浜市災害対策本部条例（昭和39年条例第34号）第5条の規定に基づき、新居浜市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の設置及び解散)

第2条 本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めるとき。
- (2) 市域に、震度5弱以上の地震が発生したとき又は津波警報が発表されたとき。
- 2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるときに解散する。
- 3 市長は、本部を設置し又は解散したときは、直ちにその旨を関係機関に報告するとともに、市民に公表する。
- 4 本部は、新居浜市消防防災合同庁舎5階に置く。ただし、特別の事情により本部機能を全うすることができないと本部長が判断したときは、本部長又は副本部長の指定する場所に置く。

(組織及び事務分掌)

第3条 本部の組織及び事務分掌は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本部は、本部長の総括の下に副本部長に副市長（副市長に事故があるとき又は欠けたときは、危機管理を所管する課が所属する本部部長（以下「危機管理担当部長」という。）、本部長付として教育長、代表監査委員及び参与を充てる。
- (2) 本部は、部及び班を置き、部長、副本部長及び班長には、本部長が指名した関係部長、総括次長及び課長等を充て、班長以外の課長職を副班長とする。
- (3) 本部員は、前号の本部部長をもって充てる。
- (4) 各班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備えるなど体制を整備しておかなければならない。

(本部会議)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び必要により本部長が指名した者で構成し、本部長が主宰する。

- 2 本部会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。
 - (1) 消防、水防その他緊急措置に関すること。
 - (2) 被災者の救難、救助その他民生安定に関すること。
 - (3) 災害時の応急対策に関すること。
 - (4) 活動体制の決定に関すること。
 - (5) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(本部連絡員)

第5条 災害対策室には、原則として本部連絡員をおく。

- 2 本部連絡員は、各部長がそれぞれの所管職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部に伝達する。

(現地災害対策本部の設置)

第6条 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

(支部の設置)

第7条 災害対策の円滑かつ適切な実施を図るため、支所ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部長は、支所長をもって充てる。

(地区連絡所の設置)

第8条 情報収集活動及び広報活動の円滑かつ適切な実施を図るため、小学校区（旧小学校区を含む。以下「校区」という。）ごとに地区連絡所を置くことができる。

- 2 地区連絡所の要員は、各校区に在住する職員のうちから、あらかじめ指名する者をもって充てる。

(活動体制、編成計画等)

第9条 本部は、被害を最小限に防止するために迅速かつ強力な活動体制を整える。

2 活動体制区分及び配備基準については、別に定める。

3 各部班長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを班員に徹底しなければならない。

(活動体制の開始及び解除)

第10条 各部班における活動体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(災害情報の取扱い)

第11条 災害が発生したときは、各部班長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

2 危機管理担当部長は、各部班長並びに関係機関よりの被害状況及び応急対策の状況を取りまとめ本部長に報告するとともに、速やかに愛媛県地域防災計画の定めるところにより東予地方局を通じて県へ報告するものとする。

3 危機管理担当部長は、災害に関する予報、警報その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに市民その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

愛媛県防災対策基本条例

〔平成18年12月19日〕
〔条例第58号〕

改正 平成28年3月29日条例第33号
令和3年10月15日条例第57号

愛媛県防災対策基本条例を次のように公布する。

愛媛県防災対策基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割（第9条—第12条）

第2節 自主防災組織の役割（第13条—第18条）

第3節 事業者の役割（第19条—第22条）

第4節 県及び市町の役割（第23条—第35条）

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割（第36条—第38条）

第2節 自主防災組織の役割（第39条）

第3節 事業者の役割（第40条・第41条）

第4節 県及び市町の役割（第42条—第44条）

第4章 復旧及び復興対策（第45条）

第5章 防災対策の計画的な推進等（第46条—第49条）

附則

平成16年に愛媛県を襲った一連の台風が、26名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらしたことは、県民の記憶に深く刻まれている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、想定を超える巨大な地震と津波により我が国に甚大な被害をもたらしたばかりでなく、福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、私たちは、災害の脅威をあらためて思い知らされたところである。

こうしたことから、近い将来、発生が危惧されている南海トラフを震源とする地震をはじめ、津波災害、土砂災害、原子力災害などの様々な災害から、県民の生命、身体及び財産を守るためには、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性を認識した上で、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。

これまで、県及び市町では、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とした防災対策を進めるためには、年齢、性別、障害の有無その他支援を要する者の事情に配慮しつつ、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。

ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
 - (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
 - (3) 防災対策 防災のために行う対策をいう。
 - (4) 地域防災力 地域における防災の能力をいう。
 - (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
 - (6) 要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者その他の特に配慮を要する者をいう。
 - (7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- 一部改正〔平成28年条例33号〕

(基本理念)

第3条 防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

- 2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。
 - 3 防災対策は、災害時において人命を守ることを最も優先させること、及び災害の発生を常に想定し被害の最小化を図る減災の考え方を基本として実施されなければならない。
 - 4 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として実施されなければならない。
 - 5 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮しながら、その時期に応じて適切に実施されなければならない。
- 一部改正〔平成28年条例33号〕

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。

(市町の責務)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を掲載した地図（以下「防災地図」という。）等により、土砂災害、浸水被害、津波被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

3 県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災活動にいかすよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(建築物の安全性の確保等)

第10条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第11条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を備えるよう努めるものとする。

(避難行動要支援者からの情報の提供)

第12条 避難行動要支援者は、自主防災組織等及び市町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(防災意識の啓発)

第13条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び高揚を図るための研修等を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町等が行う災害及び防災に関する講座等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

(災害危険箇所の確認等)

第14条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所並びに災害の発生危険性及びその態様を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ防災地図等により、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(防災訓練の実施等)

第15条 自主防災組織は、少なくとも年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町等が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備)

第16条 自主防災組織は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(資機材等の備蓄)

第17条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。

(市町等との連携等)

第18条 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第3節 事業者の役割

(安全を確保するための計画及び事業継続計画)

第19条 事業者は、災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、防災訓練及び研修等を積極的に行うよう努めるものとする。

(災害時における事業継続等)

第20条 事業者は、事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるものとする。

(建築物の耐震性の確保等)

第21条 事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。

(地域への協力)

第22条 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）及び指定避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第4節 県及び市町の役割

(防災意識の啓発等)

第23条 市町は、住民、自主防災組織等及び事業者が災害に備え、適切な防災対策を講ずること

ができるよう、自主防災組織等、事業者及び関係機関等と連携し、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するとともに、市町及び関係機関等と連携し、県民の防災意識の普及及び啓発を図るものとする。
- 3 県及び市町は、関係機関等と連携して、複合型の災害や広域的な災害など様々な災害の発生を想定して、総合的な防災訓練を実施するものとする。
- 4 県及び市町は、関係機関等と連携して、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(災害及び防災に関する情報の提供等)

第24条 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害の発生原因となる自然現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

- 2 市町は、当該市町の区域内の防災地図を作成するとともに、住民に周知するものとする。
- 3 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(自主防災組織への支援)

第25条 市町は自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(防災リーダー等の育成)

第26条 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動（以下「ボランティア活動」という。）が効果的に実施されるよう、防災リーダー（防災士その他の自主防災組織が行う防災活動において中心的な役割を担う者をいう。）及びボランティアコーディネーター（ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。）の育成に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(災害時情報収集伝達体制の整備)

第27条 市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。

- 2 県及び市町は孤立地区（災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。）の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。
- 3 市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。
- 4 県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。
- 5 県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(住民避難体制の整備)

第28条 市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

- 2 前項に規定する避難計画には、高齢者等避難等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。
- 3 市町は、災害時における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、居住性、衛生、保健医療サービスその他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。

- 4 市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運営基準（以下「運営基準」という。）を住民に周知するものとする。
- 5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。
- 6 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等に関する体制を整備するものとする。
- 7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の指定避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。
- 8 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。
- 9 県及び市町は、他の市町又は他の都道府県への広域的な避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
一部改正〔平成28年条例33号・令和3年57号〕

（物資等の備蓄及び流通備蓄の促進）

第29条 県及び市町は、災害時における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の促進に努めるものとする。

（事業者等との協定）

第30条 県及び市町は、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。

（広域防災拠点の整備）

- 第31条 県は、大規模な災害が発生した場合において、県内外からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成するとともに、災害応急対策の展開及び物資の中継拠点（以下「広域防災拠点」という。）の整備に努めるものとする。
- 2 県は、広域防災拠点で活動する際に必要な資機材の確保に努めるものとする。
追加〔平成28年条例33号〕

（医療救護体制の整備）

- 第32条 市町は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者の治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。
- 2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。
一部改正〔平成28年条例33号〕

（ボランティア活動への支援等）

- 第33条 県及び市町は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。
- 2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるものとする。
 - 3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。
一部改正〔平成28年条例33号〕

（公共施設の整備）

- 第34条 県及び市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。
- 2 県及び市町は、要配慮者が指定緊急避難場所及び指定避難所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。
 - 3 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。一部改正〔平成28年条例33号〕

(研修の実施等)

第35条 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職員が的確かつ迅速に対処することができるよう危機管理体制の整備を図るとともに、災害時にとるべき行動等を職員に周知するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割

(円滑な避難行動)

第36条 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、高齢者等避難の発表、避難指示又は緊急安全確保措置の指示等（以下「避難指示等」という。）があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、災害時において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕、一部改正〔令和3年条例57号〕

(緊急通行車両の通行の確保等)

第37条 県民は、災害時において、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。ただし、避難指示等により広域避難の必要がある場合における車両の使用については、当該避難指示等に従って行うものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(指定避難所の運営)

第38条 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

2 指定避難所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら、男女双方の意向に配慮して、指定避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕、一部改正〔令和3年条例57号〕

第2節 自主防災組織の役割

第39条 自主防災組織は、災害時において、市町及び関係機関等と連携して、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災害危険箇所の巡視その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第3節 事業者の役割

(災害時の応急対策)

第40条 事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(帰宅困難者への支援)

第41条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的な滞在施設の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第4節 県及び市町の役割

(災害時情報連絡体制の確立)

第42条 県及び市町は、災害時において、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

2 県は、市町が避難指示等を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(応急体制の確立等)

第43条 県及び市町は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう必要な応急体制の速やかな確立に努めるものとする。

2 市町は、県民や自主防災組織、関係機関等と連携して、避難行動要支援者等の避難を円滑に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

3 県及び市町は、災害時において、関係機関等と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町は、指定避難所における避難行動要支援者をはじめとする被災者の生活環境の整備に努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県から市町への応援)

第44条 県は、災害時において、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第45条 県民は、災害による重大な被害が発生した場合において、国県、市町、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害による重大な被害が発生した場合において、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、災害による重大な被害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

4 県及び市町は、災害による重大な被害が発生した場合において、住民の参画を図りながら、当該災害からの復旧及び復興に関する計画を策定し、復旧及び復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

第5章 防災対策の計画的な推進等

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県地域防災計画及び市町地域防災計画)

第46条 県は、県民の意見に十分配慮して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。

2 県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。

3 県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(大規模な地震による被害の軽減対策)

第47条 県は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策を総合的かつ計画的に、推進するため、地震防災に関する施策の実施に関する総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地震防災に関する施策の目標

(2) 地震防災に関する施策の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、地震防災対策を計画的に推進するために必要な事項

3 市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(消防団による地域防災力の強化)

第48条 県及び市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入の促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

2 県民及び自主防災組織は、地域防災力の強化に関する施策が円滑に実施されるよう、消防団その他の関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

3 事業者は、従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(えひめ防災の日及びえひめ防災週間)

第49条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ防災の日（以下「防災の日」という。）及びえひめ防災週間（以下「防災週間」という。）を設ける。

2 防災の日は、12月21日とし、防災週間は、同月17日から23日までとする。

3 防災の日及び防災週間においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。

4 防災の日及び防災週間においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月15日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

避難情報発令の判断基準

土砂災害に対する避難基準

立川・別子山地区以外の山すそ地区

	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保※ (警戒レベル5)	避難情報の決定
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される時	土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき	本部会で協議決定
前日までの連続雨量が40～100mm未満の場合	当日の雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される時		
前日までの降雨がない場合	当日の雨量が100mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mm以上の強い雨が予想される時		
気象情報の発表	大雨警報 (土砂災害)	土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報 顕著な大雨に関する気象情報・大雨特別警報		
その他	警戒本部長が必要と認めたとき			
備考	水防に関する警報等が発表された場合に、状況により注意警戒が必要な地区に対し、情報伝達を行う。			

立川地区

	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保※ (警戒レベル5)	避難情報の決定	
雨量等	連続雨量が200mmを超えたとき	連続雨量が200mmを超え、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想される時	土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき	本部会で協議決定	
気象情報の発表	大雨警報 (土砂災害)	土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報 顕著な大雨に関する気象情報・大雨特別警報			
その他	警戒本部長が必要と認めたとき				
備考	水防に関する警報等が発表された場合に、状況により注意警戒が必要な地区に対し、情報伝達を行う。				

別子山地区

	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保※ (警戒レベル5)	避難情報の決定	
雨量等	連続雨量が300mmを超えたとき	連続雨量が300mmを超え、時間雨量が40mm以上の強い雨が予想される時	土砂災害の前兆現象が認められるとき 土砂災害が発生したとき	本部会で協議決定	
気象情報の発表	大雨警報 (土砂災害)	土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報 顕著な大雨に関する気象情報・大雨特別警報			
その他	警戒本部長が必要と認めたとき				
備考	水防に関する警報等が発表された場合に、状況により注意警戒が必要な地区に対し、情報伝達を行う。				

※災害時の状況を把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

土砂災害に対する避難基準について、警戒本部長が必要と認めたときの具体例

気象情報等発表	避難情報の発令等について
大雨注意報発表 (警戒レベル2)	当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合は、水防警戒本部(危機管理課等)からの情報を基に、警戒本部長(副市長)及び危機管理監が協議し、状況に応じて災害警戒本部の設置及び高齢者等避難を発令する。
大雨警報(土砂災害)発表 (警戒レベル3)	警戒本部長(副市長)は警報発表時刻をもって、災害警戒本部設置と同時に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保※を状況に応じて発令する。

浸水に対する避難基準

高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)	緊急安全確保※ (警戒レベル5)	避難情報の決定
避難判断水位を超え、河川氾濫のおそれがある場合	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を超え、河川氾濫のおそれがある場合	堤防決壊等で河川氾濫が、切迫または発生したとき	本部会で協議決定
警戒本部長が必要と認めたとき			

○河川水位の設定 避難判断水位及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)

河川名	観測位置	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
国領川	城下橋東詰	2.30m	2.60m
東川	金栄橋	1.60m	1.80m
〃	金子橋	2.00m	2.20m
渦井川	川口橋下流10m	1.60m	1.80m
〃	飯積橋	2.40m	2.70m
阿島川	向川橋西詰	1.20m	1.40m

浸水に対する避難基準について、警戒本部長が必要と認めたときの具体例

堤防の漏水等が発見された場合	状況に応じて、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保※を発令する。
夜間～翌日早朝に避難が必要になることが予想される場合	夜間でも躊躇なく発令することが基本であるが、できる限り夕刻までに高齢者等避難または避難指示を発令する。
鹿森ダムホットラインにより異常洪水時防災操作の開始予告等の通知があった場合	国領川の河川水位に関係なく、その状況に応じた避難情報を発令する。

※災害時の状況を把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

浸水に対する避難情報発令の対象区域

国領川の水位に基づく避難情報発令の場合	国領川洪水浸水想定区域（別表1（1））
渦井川の水位に基づく避難情報発令の場合	渦井川洪水浸水想定区域（別表1（2））
東川、西河川、北河川の水位に基づく避難情報発令の場合	東川、西河川、北河川洪水浸水想定区域（別表1（3））
尻無川、深谷川の水位に基づく避難情報発令の場合	尻無川、深谷川洪水浸水想定区域（別表1（4））
王子川の水位に基づく避難情報発令の場合	王子川洪水浸水想定区域（別表1（5））

高潮に対する避難基準

避難指示（警戒レベル4）	緊急安全確保※（警戒レベル5）	避難情報の決定
高潮警報または高潮特別警報が発表されたとき	護岸決壊等で高潮による人命危険が予想されるとき、又は、高潮による被害が発生したとき	本部会で協議決定
警戒本部長が必要と認めたとき		

高潮に対する避難基準について、警戒本部長が必要と認めたときの具体例

高潮注意報	当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に高潮警報に切り替える可能性が言及されている場合は、水防警戒本部(危機管理課等)からの情報を基に、警戒本部長(副市長)及び危機管理監が協議し、状況に応じて災害警戒本部の設置及び高齢者等避難を発令する。
高潮注意報に加え、暴風警報または暴風特別警報が発表されたとき	当該注意報の中で、高潮警報に切り替える可能性が言及されている場合は、水防警戒本部(危機管理課等)からの情報を基に、警戒本部長(副市長)及び危機管理監が協議し、状況に応じて災害警戒本部の設置及び高齢者等避難を発令する。

※災害時の状況を把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

高潮に対する避難情報発令の対象区域

高潮警報または高潮特別警報が発表された場合、また、警戒本部長が必要と認めたとき	高潮浸水想定区域（別表2）
---	---------------

津波に対する避難基準

避難指示（警戒レベル4）	避難情報の決定
津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表されたとき	災害対策本部長及び本部員で協議決定
本部長が必要と認めたとき	

津波に対する避難基準について、災害対策本部長が必要と認めたときの具体例

停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない場合	1分以上の強い揺れを感じた場合に避難指示を発令する。
遠地地震の場合	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を参考に、状況に応じて、避難指示の発令を検討する。

津波に対する避難指示等の対象区域

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上（海岸堤防等より海側）
津波警報または大津波警報が発表された場合（遠地地震の場合を除く）	津波災害警戒区域（別表 3）

1 浸水に対する避難情報発令の対象区域

別表1 (1) 国領川洪水浸水想定区域

H28. 5. 13 洪水浸水想定区域 愛媛県指定

地区	対象区域	緊急避難場所
川西	泉池町	
	泉宮町	新居浜小学校 (2階以上)
	一宮町一丁目	新居浜公民館 (2階以上)
	一宮町二丁目	
	江口町	宮西小学校 (2階以上)
	菊本町一丁目	北中学校 (2階以上)
	菊本町二丁目	新居浜西高等学校 (2階以上)
	北新町	口屋跡記念公民館 (2階以上)
	久保田町一丁目	文化振興会館 (2階以上)
	久保田町二丁目	
	久保田町三丁目	金子小学校 (2階以上)
	坂井町二丁目	南中学校 (2階以上)
	繁本町	新居浜高専 (2階以上)
	庄内町一丁目	ウイメンズプラザ (2階以上)
	庄内町二丁目	地域交流センター (2階以上)
	庄内町三丁目	
	庄内町四丁目	金栄小学校 (2階以上)
	庄内町五丁目	金栄公民館 (2階以上)
	庄内町六丁目	ふれあいプラザ (2階以上)
	新須賀町一丁目	
	新須賀町二丁目	惣開小学校 (2階以上)
	新須賀町三丁目	西中学校 (2階以上)
	新須賀町四丁目	新居浜工業高校 (2階以上)
	新田町一丁目	惣開公民館 (2階以上)
	高木町	
	田所町	ワクリエ新居浜 (2階以上)
	徳常町	若宮公民館 (2階以上)
	中須賀町一丁目	
	中須賀町二丁目	
	西原町一丁目	
	西原町二丁目	
	西原町三丁目	
	西町	
	平形町	
前田町		
港町		
宮西町		
八雲町		
若水町一丁目		
若水町二丁目		

地区	対象区域	緊急避難場所
川東	宇高町三丁目 宇高町四丁目 宇高町五丁目 郷一丁目 郷四丁目 郷五丁目 桜木町 沢津町一丁目 沢津町二丁目 沢津町三丁目 東雲町一丁目 東雲町二丁目 東雲町三丁目 清水町 高津町 田の上二丁目 田の上三丁目 田の上四丁目 八幡一丁目 八幡二丁目 八幡三丁目 垣生一丁目 垣生二丁目 垣生三丁目 垣生四丁目 垣生五丁目 垣生六丁目 松の木町 松神子二丁目 松神子四丁目 南小松原町	高津小学校 東中学校（2階以上） 新居浜東高校 高津公民館 市民体育館 浮島小学校（2階以上） 川東高齢者福祉センター（2階以上） 垣生小学校（2階以上） 神郷小学校 川東中学校 神郷公民館
上部 (その1)	上泉町 観音原町 岸の上町一丁目 岸の上町二丁目 北内町一丁目 北内町二丁目 北内町三丁目 北内町四丁目 国領一丁目 下泉町一丁目 下泉町二丁目 城下町 角野新田町一丁目 角野新田町二丁目 角野新田町三丁目 東田一丁目 東田二丁目 外山町	泉川小学校 泉川中学校 新居浜商業高校 泉川公民館 瀬戸会館 船木小学校 船木中学校 船木公民館 角野小学校 角野中学校（2階以上） 新居浜南高等学校 角野公民館 上部高齢者福祉センター マイントピア別子（3階あかがねの間） 山根総合体育館（2階部分）

地区	対象区域	緊急避難場所
上部 (その2)	星原町 船木 吉岡町	

1 浸水に対する避難情報発令の対象区域

別表1 (2) 渦井川洪水浸水想定区域

R2.6.5 洪水浸水想定区域 愛媛県指定

地区	対象区域	緊急避難場所
上部	大生院	大生院小学校 (2階以上) 大生院公民館 (2階以上) (中萩小学校) (中萩中学校) (中萩公民館)

1 浸水に対する避難情報発令の対象区域

別表1 (3) 東川、西河川、北河川洪水浸水想定区域

R5. 5. 30 洪水浸水想定区域 愛媛県指定

地区	対象区域	緊急避難場所
川西	泉池町	
	泉宮町	新居浜小学校 (2階以上)
	磯浦町	新居浜公民館 (2階以上)
	一宮町一丁目	
	一宮町二丁目	宮西小学校 (2階以上)
	江口町	北中学校 (2階以上)
	王子町	新居浜西高等学校 (2階以上)
	菊本町一丁目	口屋跡記念公民館 (2階以上)
	北新町	文化振興会館 (2階以上)
	久保田町一丁目	
	久保田町二丁目	金子小学校 (2階以上)
	久保田町三丁目	南中学校 (2階以上)
	河内町	新居浜高専 (2階以上)
	繁本町	ウイメンズプラザ (2階以上)
	新須賀町三丁目	地域交流センター (2階以上)
	新田町一丁目	
	新田町二丁目	金栄小学校 (2階以上)
	新田町三丁目	金栄公民館 (2階以上)
	惣開町	ふれあいプラザ (2階以上)
	高木町	
	徳常町	惣開小学校 (2階以上)
	港町	西中学校 (2階以上)
	滝の宮町	新居浜工業高校 (2階以上)
	中須賀町一丁目	惣開公民館 (2階以上)
	中須賀町二丁目	
	西の土居町一丁目	ワクリエ新居浜 (2階以上)
	西の土居町二丁目	若宮公民館 (2階以上)
	西原町一丁目	
	西原町二丁目	
	西原町三丁目	
	西町	
	宮西町	
	前田町	
政枝町一丁目		
政枝町二丁目		
政枝町三丁目		
若水町一丁目		
若水町二丁目		

地区	対象区域	緊急避難場所
上部	萩生 横水町	中萩小学校 中萩中学校 中萩公民館

1 浸水に対する避難情報発令の対象区域

別表1 (4) 尻無川、深谷川洪水浸水想定区域

R5. 5. 30 洪水浸水想定区域 愛媛県指定

地区	対象区域	緊急避難場所
川西 (その1)	泉池町	
	泉宮町	新居浜小学校 (2階以上)
	磯浦町	新居浜公民館 (2階以上)
	一宮町一丁目	
	一宮町二丁目	宮西小学校 (2階以上)
	江口町	北中学校 (2階以上)
	菊本町一丁目	新居浜西高等学校 (2階以上)
	菊本町二丁目	口屋跡記念公民館 (2階以上)
	北新町	文化振興会館 (2階以上)
	久保田町一丁目	
	久保田町二丁目	金子小学校 (2階以上)
	久保田町三丁目	南中学校 (2階以上)
	河内町	新居浜高専 (2階以上)
	坂井町一丁目	ウイメンズプラザ (2階以上)
	坂井町二丁目	地域交流センター (2階以上)
	繁本町	
	庄内町一丁目	金栄小学校 (2階以上)
	庄内町二丁目	金栄公民館 (2階以上)
	庄内町三丁目	ふれあいプラザ (2階以上)
	庄内町四丁目	
	庄内町五丁目	惣開小学校 (2階以上)
	庄内町六丁目	西中学校 (2階以上)
	新須賀町一丁目	新居浜工業高校 (2階以上)
	新須賀町二丁目	惣開公民館 (2階以上)
	新須賀町三丁目	
	新田町一丁目	ワクリエ新居浜 (2階以上)
	新田町二丁目	若宮公民館 (2階以上)
	新田町三丁目	
	惣開町	
	高木町	
	滝の宮町	
	田所町	
	徳常町	
	中須賀町一丁目	
中須賀町二丁目		
西の土居町一丁目		
西の土居町二丁目		
西原町一丁目		
西原町二丁目		

地区	対象区域	緊急避難場所
川西 (その2)	西原町三丁目 西町 前田町 政枝町一丁目 政枝町二丁目 政枝町三丁目 港町 宮西町 八雲町 若水町一丁目 若水町二丁目	
上部	喜光地町一丁目 喜光地町二丁目 西連寺町一丁目 西連寺町二丁目 坂井町三丁目 下泉町一丁目 城下町 瀬戸町 土橋一丁目 土橋二丁目 中筋町一丁目 中西町 中村松木一丁目 中村松木二丁目 西泉町 西喜光地町 本郷一丁目 松木町 松原町 宮原町 横水町	泉川小学校 泉川中学校 新居浜商業高校 泉川公民館 瀬戸会館 中萩小学校 中萩中学校 中萩公民館 角野小学校 角野中学校（2階以上） 新居浜南高等学校 角野公民館 上部高齢者福祉センター マイントピア別子（3階あかがねの間） 山根総合体育館（2階部分）

1 浸水に対する避難情報発令の対象区域

別表1 (5) 王子川洪水浸水想定区域

R5.5.30 洪水浸水想定区域 愛媛県指定

地区	対象区域	緊急避難場所
川西	泉宮町	
	江口町	宮西小学校 (2階以上)
	王子町	北中学校 (2階以上)
	新田町一丁目	新居浜西高等学校 (2階以上)
	新田町二丁目	口屋跡記念公民館 (2階以上)
	新田町三丁目	文化振興会館 (2階以上)
	惣開町	
	北新町	金子小学校 (2階以上)
	河内町	南中学校 (2階以上)
	中須賀町一丁目	新居浜高専 (2階以上)
	西原町一丁目	ウイメンズプラザ (2階以上)
	西原町二丁目	地域交流センター (2階以上)
	星越町	
	前田町	惣開小学校 (2階以上)
	宮西町	西中学校 (2階以上)
		新居浜工業高校 (2階以上)
		惣開公民館 (2階以上)
		ワクリエ新居浜 (2階以上)
		若宮公民館 (2階以上)

1 高潮に対する避難情報発令の対象区域

別表2 高潮浸水想定区域

R3.3.12 高潮浸水想定区域 愛媛県指定

地区	対象区域	緊急避難場所
川西	泉池町 泉宮町 一宮町一丁目 一宮町二丁目 磯浦町 江口町 王子町 河内町 菊本町一丁目 菊本町二丁目 北新町 久保田町二丁目 繁本町 新須賀町一丁目 新須賀町二丁目 新須賀町三丁目 新須賀町四丁目 新田町一丁目 新田町二丁目 新田町三丁目 惣開町 徳常町 中須賀町一丁目 中須賀町二丁目 西原町一丁目 西原町二丁目 西原町三丁目 西町 前田町 港町 宮西町 若水町一丁目 若水町二丁目	新居浜小学校（2階以上） 新居浜公民館（2階以上） 宮西小学校（2階以上） 北中学校（2階以上） 新居浜西高等学校（2階以上） 口屋跡記念公民館（2階以上） 文化振興会館（2階以上） 金子小学校 南中学校 新居浜高専 ウイメンズプラザ 地域交流センター 金栄小学校 金栄公民館 ふれあいプラザ 慈光園（1階研修室） 惣開小学校 西中学校（2階以上） 新居浜工業高校（2階以上） 惣開公民館（2階以上） ワクリエ新居浜（2階以上） 若宮公民館（2階以上）
川東 (その1)	阿島一丁目 阿島二丁目 阿島三丁目 宇高町二丁目 宇高町三丁目 宇高町四丁目 宇高町五丁目 大島	高津小学校（2階以上） 東中学校 新居浜東高校 高津公民館 市民体育館 浮島小学校（2階以上）

地区	対象区域	緊急避難場所
川東 (その2)	楠崎一丁目 黒島一丁目 黒島二丁目 神郷一丁目 沢津町一丁目 沢津町二丁目 沢津町三丁目 清水町 高田二丁目 高津町 多喜浜一丁目 多喜浜二丁目 多喜浜三丁目 多喜浜四丁目 多喜浜五丁目 多喜浜六丁目 田の上一丁目 田の上二丁目 田の上三丁目 田の上四丁目 長岩町 荷内町 八幡一丁目 八幡二丁目 八幡三丁目 垣生一丁目 垣生二丁目 垣生三丁目 垣生四丁目 垣生五丁目 垣生六丁目 又野一丁目 又野三丁目 松の木町 松神子一丁目 松神子二丁目 松神子三丁目 松神子四丁目 南小松原町	川東高齢者福祉センター（2階以上） 垣生小学校（2階以上） 神郷小学校 川東中学校 神郷公民館 多喜浜小学校（3階以上） 大島交流センター 川東高齢者福祉センター大島分館（2階以上）

1 津波に対する避難情報発令の対象区域

別表3 津波災害警戒区域

R3. 3. 26 津波災害警戒区域 愛媛県指定

地区	対象区域	緊急避難場所
川西	泉池町 泉宮町 磯浦町 江口町 王子町 河内町 菊本町一丁目 菊本町二丁目 北新町 繁本町 新須賀町一丁目 新須賀町二丁目 新須賀町三丁目 新田町一丁目 新田町二丁目 新田町三丁目 惣開町 徳常町 中須賀町一丁目 中須賀町二丁目 西原町一丁目 西原町二丁目 西原町三丁目 西町 前田町 港町 宮西町 若水町一丁目 若水町二丁目	新居浜小学校（2階以上） 宮西小学校（2階以上） 北中学校 新居浜西高等学校 文化振興会館 金子小学校 南中学校 新居浜高専 ウイメンズプラザ 地域交流センター 金栄小学校 金栄公民館 ふれあいプラザ 惣開小学校 西中学校（2階以上） 新居浜工業高校（2階以上） 惣開公民館 ワクリエ新居浜（2階以上）
川東 (その1)	阿島一丁目 阿島二丁目 阿島三丁目 宇高町三丁目 宇高町四丁目 宇高町五丁目 大島 楠崎一丁目 黒島一丁目 黒島二丁目 沢津町一丁目 沢津町二丁目	高津小学校 東中学校 新居浜東高校 高津公民館 市民体育館 浮島小学校（2階以上） 垣生小学校（2階以上）

地区	対象区域	緊急避難場所
川東 (その2)	沢津町三丁目 清水町 多喜浜一丁目 多喜浜二丁目 多喜浜三丁目 多喜浜四丁目 多喜浜五丁目 多喜浜六丁目 田の上一丁目 田の上二丁目 田の上三丁目 田の上四丁目 長岩町 荷内町 八幡一丁目 八幡二丁目 八幡三丁目 垣生一丁目 垣生二丁目 垣生三丁目 垣生四丁目 垣生五丁目 垣生六丁目 又野一丁目 又野三丁目 松の木町 松神子一丁目 松神子二丁目 松神子三丁目 松神子四丁目	神郷小学校 川東中学校 神郷公民館 多喜浜小学校（2階以上） 大島交流センター

海上保安部 所属船艇要目（第六管区海上保安本部）

1 巡視艇

（令和6年8月19日現在）

所 属	船 艇 名	船 艇 型	全長・総トン数
松山 海上保安部	巡視船 いよ	PM54	72m 650 t
	巡視艇 おきなみ	PC43	27m 64 t
	巡視艇 いよざくら	CL162	20m 26 t
今治 海上保安部	巡視艇 せとぎり	PC12	35m 110 t
	巡視艇 いよなみ	PC14	35m 110 t
	巡視艇 いまかぜ	CL115	20m 26 t
新居浜 海上保安署	巡視艇 はまぎく	CL85	20m 26 t
宇和島 海上保安部	巡視艇 たかつき	PC129	32m 100 t
	巡視艇 おいつかぜ	CL94	20m 26 t

2 監視取締艇

所 属	船 艇 名	全長・総トン数
松山 海上保安部	でねぶ	7.9m 5 t
今治 海上保安部	りべら	7.9m 2 t
新居浜 海上保安署	ふれあです	10.4m 6 t
宇和島 海上保安部	けんたうるす	7.9m 5 t

海上保安部 所属航空機要目（第六管区海上保安本部）

所 属	型 式	番 号	座 席 数 (席)
広島航空基地	アグスタ139型	MH962	15
		MH963	15
	シコルスキー76D型	MH921	14

注) 各海上保安部からの派遣要請により随時派遣される。

海上保安部 災害時優先電話番号等（第六管区海上保安本部）

所 属	優先番号	FAX番号
松山 海上保安部	089-951-1197	089-951-7796
今治 海上保安部	0898-22-0118	0898-22-0118
新居浜 海上保安署	0897-32-0118	0897-33-4999
宇和島 海上保安部	0895-22-1256	0895-22-1256

東予地区排出油等防除協議会 会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。)第43条の6第1項の協議会として、東予地区(今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域)において、大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携し、その連携を推進すること及び広域防除活動(会の名称)

第2条 会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」(以下「地区協議会」)という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、器材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
 - (2) 排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進
 - (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練
 - (4) 排出油等防除活動の連携の推進
 - (5) 排出油等の処理剤の使用に関する事項
- その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、今治海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するものうちから会議の同意を得て会長が委嘱する

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

- 2 定例会議は、原則として年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の提出)

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出するものとする。なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

- (1) 施設、器材の整備、保有状況
 - (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
 - (3) その他必要事項
- 2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、各会員に提供するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規程による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの機関の個有の指揮系統のもと実施するものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第10条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区(今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域)に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練(図上演習を含む)を行うものとする。

(求償事務)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第13条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気にかかり、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第14条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(協議)

第15条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

付則

この会則は、昭和50年1月29日から施行する。

平成8年9月25日改正(協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正)

平成10年6月13日改正(第7条、出動要請の改正)

平成19年6月19日改正(排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正)

東予地区排出油等防除協議会会員名簿

令和6年7月31日現在

No.	会員名	代表者の職名・氏名	総括責任者	住 所	電話番号等
1	今治海上保安部	部長 谷口 仁也	警備救難課長 黒木 豪	794-0013 今治市片原町1-3-2	0898-22-0118 FAX 32-4999
2	新居浜海上保安署	署長 大橋 英夫	次長 小谷 浩司	792-0011 新居浜市西原町2丁目7番55号	0897-32-0118 FAX 33-4999
3	愛媛県東予地方局	東予地方局長 客本 宗嗣	防災対策室長 加藤 健一	793-0042 西条市喜多川796-1	0897-56-1300 FAX 56-3731
4	東予地方局今治支局	支局長 藤原 康芳	総務県民室長 大内 美世	794-8502 今治市旭町1丁目4-9	0898-23-2500 FAX 24-1586
5	新居浜市 市民環境部 危機管理課	市長 石川 勝行	危機管理課長 岡 政昭	792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号	0897-65-1282 FAX 33-5180
6	新居浜港務局	港務局委員会委員長 原 一之	港湾課長 山下 武	792-0023 新居浜市繁本町3番5号	0897-65-1350 FAX 32-3229
7	西条市	市長 玉井 敏久	港湾河川課長 永井 佳仁	793-8601 西条市明屋敷164番地	0897-56-5151 FAX 52-1260
8	四国中央市	市長 篠原 実	港湾課長 宮崎 佳三	799-0402 四国中央市三島紙屋町6番45号	0896-28-6077 FAX 28-6109
9	今治市	市長 徳永 繁樹	港湾漁港課長 細見 博也	794-0013 今治市片原町1丁目100-3	0898-22-4120 FAX 22-4121
10	上島町消防本部	消防長 小林 俊則	消防署長 森本 和義	794-2506 越智郡上島町弓削下弓削1037番地	0897-77-4118 FAX 77-4111
	上島町	町長 上村 俊之	消防署長 森本 和義	794-2506 越智郡上島町弓削下弓削1037番地	0897-77-3166 FAX 77-4111
11	四国中央警察署	署長 永山 雅高	警備課長 小笠原 裕孝	799-0405 四国中央市三島中央5丁目4番20号	0896-24-0110 FAX 24-0110
12	新居浜警察署	署長 吉良 浩幸	警備課長 長山 智徳	792-0026 新居浜市久保田町3丁目9番8号	0897-35-0110 FAX 35-0110
13	西条警察署	署長 野村 真治郎	警備課長 渡邊 貴志	793-0028 西条市新田133番地1	0897-56-0110 FAX 56-0110
14	西条西警察署	署長 内堀 大樹	警備課長 徳田 裕	799-1371 西条市周布349番地1	0898-64-0110 FAX 64-0110
15	今治警察署	署長 中島 恭庸	警備課長 元岡 秀雄	794-0042 今治市旭町1丁目4番地2	0898-34-0110 FAX 34-0110
16	伯方警察署	署長 林 克彦	地域警備課長 大野 祐貴	794-2305 今治市伯方町木浦甲4639番地1	0897-72-0110 FAX 72-0110
17	新居浜市消防本部	消防長 後田 武	警防課長 柴田 三輝	792-0025 新居浜市一宮町一丁目5番1号	0897-34-0119 FAX 34-1189
18	西条市消防本部	消防長 石川 克也	次長兼警防課長 塩崎 仁志	793-0028 西条市新田183番地1	0897-56-5119 FAX 55-0180
19	四国中央市消防本部	消防長 東山 和史	警防課長 谷澤 正延	799-0413 四国中央市中曾根町500番地	0896-28-9119 FAX 23-6614
20	今治市消防本部	消防長 山本 秀明	中央消防署 副署長 阿部 晴樹	794-0043 今治市南宝来町2丁目1番地1	0898-32-6666 FAX 32-0119
21	太陽石油㈱ 四国事業所	常務執行役員所長 石川 純一	環境安全部長 大森 好洋	799-2393 今治市菊間町種4070番地2	0898-54-2500 FAX 54-4156
22	波方ターミナル㈱	代表取締役社長 小山 圭一	環境安全室長 竹中 康弘	799-2104 今治市波方町宮崎甲600番地	0898-52-2001 FAX 52-2004
23	独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構 菊間国家石油備蓄基地	事務所長 入船 理	所長 永井 俊徳	799-2302 今治市菊間町種4642番地1	0898-54-2929 FAX 54-2928
24	住友共同電力㈱ 壬生川火力発電所	代表取締役社長 伊藤 孝徳	環境安全チームリーダー 西原 歩	799-1354 西条市北条962番地10	0898-64-3430 FAX 64-3439
25	大王製紙㈱三島工場	三島工場長 尾崎 秀司	安全環境部長 杉浦 大介	799-0492 四国中央市紙屋町5番1号	0896-23-9035 FAX 23-9256

No.	会員名	代表者の職名・氏名	総括責任者	住 所	電話番号等
26	丸住製紙㈱	代表取締役 星川 知之	総務人事部長 今城 克哉	799-0196 四国中央市川之江町826番地	0896-57-2222 FAX 57-2290
27	住友化学㈱ 愛媛工場	常務執行役員 愛媛工場長 村田 弘一	業務部（物流）チームリーダー 齊藤 有弘	792-8521 新居浜市惣開町5番1号	0897-37-1764 FAX 37-2273
28	住友金属鉱山㈱ 別子事業所	執行役員 別子事業所長 松下 博彦	安全環境センター環境技術担当課長 高橋 伸行	792-8555 新居浜市西原町3丁目5番3号	0897-37-4819 FAX 37-4875
29	株式会社クラレ西条 事業所	事業所長 吉岡 謙一	環境安全部長 成木 直人	793-8585 西条市朔日市892番地	0897-56-1150 FAX 56-9522
30	四国電力㈱火力本部 西条発電所	所長 松本 敏秀	業務課長 橋本 佳幸	793-0042 西条市喜多川853	0897-56-0260 FAX 56-9813
31	愛媛造船サービス㈱	代表取締役 渡邊 順	海務課長 藤澤 直記	799-2112 今治市波止浜4丁目1番15号	0898-41-9747 FAX 41-5842
32	内海曳船㈱ 松山出張所	所長 松井 正	所長 松井 正	791-8058 松山市海岸通1455-11	089-951-2125 FAX 951-2158
33	日本サルヴェージ㈱ 今治営業所	所長 渡邊 三郎	所長 渡邊 三郎	794-0031 今治市恵美須町1-4-11 ポートサイドビル 301	0898-23-6460 FAX 23-6460
34	全国内航タンカー海運 組合四国支部	支部長 山本 宗宏	事務局長 松原 智典	790-0022 松山市永代町13番地 松山第2電気ビル3階	089-943-6630 FAX 941-5276
35	全日本内航船主海運組 合四国支部	支部長 福羅 敏久	事務局長 谷口 祐一	790-0022 松山市永代町13番地 松山第2電気ビル3階	089-943-6630 FAX 941-5276
36	住友重機械工業㈱ 愛媛製造所新居浜工 場	工場長 植村 明雄	総務グループリーダー 神野 祐一	792-8588 新居浜市惣開町5番2号	0897-32-6211 FAX 32-6515
37	新居浜地区海運組合	理事長 井下 光一	専務理事 近藤 伸弥	792-0011 新居浜市西原町2-7-21	0897-37-2475 FAX 37-2475
38	森実運輸㈱	代表取締役 森實 公英	取締役海運部長 鴻上 剛志	792-8505 新居浜市惣開町2番13号	0897-32-6122 FAX 32-3322
39	日本通運㈱今治事業 所	課長 田中 玲太	課長 田中 玲太	799-1503 今治市富田新港1丁目1-5	0898-48-6900 FAX 47-2900
40	株式会社天宗新居浜 油槽所	代表取締役 社長 吉田 龍藏	総括責任者 山内 平	792-0016 新居浜市港町23番1号	0897-33-5536 FAX 33-5537
41	今治・越智地区漁業 協同組合協議会	会長 徳永 安清	担当者 二宮 隆	794-0031 今治市恵美須町1丁目4の3	0898-32-6708 FAX 31-3078
42	今治地区海運組合	理事長 大木 光俊	理事長 大木 光俊	794-0013 今治市片原町1丁目100番地3	0898-24-1383 FAX 25-6152
43	㈱四阪製錬所	代表取締役社長 藤山 哉	製造部長 田邊 秋宏	792-0011 新居浜市西原町3丁目5番3号	0897-34-6820 FAX 33-7762
44	日本興運㈱	代表取締役 井川 正	輸送部部长 近藤 大輔	799-0402 四国中央市三島紙屋町6番45号	0896-24-2550 FAX 24-2559
45	一宮運輸㈱ 四国支社 今治支店	支店長 南條 諭	総括責任者 繁信 満	799-1503 今治市富田新港1丁目1-6	0898-48-8366 FAX 48-0090
46	太陽テクノサービス ㈱	代表取締役社長 陸野 貴司	総括責任者 徳田 隆史	799-2302 今治市菊間町種4070-2	0898-54-4800 FAX 54-2522
47	浜栄海事㈱	代表取締役社長 村上 明周	総括責任者 野首 雅彦	792-0011 新居浜市西原町2丁目7番63号	0897-37-1234 FAX 33-3777
48	大王海運㈱	代表取締役 岩井 正実	運輸部 部長代理 平山 政之	799-0402 四国中央市三島紙屋町7番35号	0896-24-9220 FAX 24-1891
49	トクワカ商事㈱	代表取締役 三原 英人	総括責任者 篠原 英彦	799-0401 四国中央市村松町882番地	0896-24-4460 FAX 24-6108
50	㈱丸和 石油事業所	代表取締役社長 井川 博明	専務取締役 大西 政広	799-0402 四国中央市三島紙屋町292-28	0896-24-4470 FAX 24-2238

排出油防除資機材等整備状況一覧表

令和6年6月17日現在

No.	会 員 名	オイルフェンス (m)	油処理剤 (L)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kg)	作 業 船 艇 等
1	今治海上保安部	B型500	1,692	256	180	巡視艇3隻・監視取締艇1隻
2	新居浜海上保安署	B型100	846	234.5		巡視艇1隻・監視取締艇1隻
3	愛媛県東予地方局			375		液体化学消化剤及び油吸着材は新居浜市消防本部に保管
4	東予地方局今治支局	B型2,400				O.F.は太陽石油(1,600m)・波力ターミナル(800m)に保管
5	新居浜市 市民環境部 危機管理課					
6	新居浜港務局	B型220	324	203		
7	西条市	B型1,220	144	306		
8	四国中央市	B型1,660 A型60		1,512	89	三島地区 O.F.(960m)は港湾庁舎、O.F.(500m)は東埠頭第二物揚場に保管 川之江地区 O.F.(60m)は旧三島川之江港務所倉庫、O.F.(200m)は丸住新岸壁に保管
9	今治市	B型1,880 他1,240	1,260	1,972	24	O.F.は今治港内港、蔵敷・鳥生・富田地区に保管
10	上島町	A型(20m)	18	84		
11	四国中央警察署					
12	新居浜警察署					
13	西条警察署					
14	西条西警察署					
15	今治警察署					
16	伯方警察署					
17	新居浜市消防本部	B型100		34.8		O.F.は新居浜市水防倉庫に保管
18	西条市消防本部	F型186	130	326		O.F.は西条市東消防署及び西消防署保管、油吸着材(M型300、O型26)
19	四国中央市消防本部		47.5	353		
20	今治市消防本部		90	150		消防艇(しまかぜ、19トン)
21	太陽石油㈱ 四国事業所	B型4,220(2,160、2,060)	2,880	1,050		作業船1隻(第3たいよう、85トン) O.F.展張船1隻(第2たいよう、90トン) 油回収装置1基 バキュームカー(3.8kl)
22	波力ターミナル㈱	B型1,890	6,012	3,522		油回収装置(ケバブK4スキマーシステム)1基
23	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 菊間国家石油備蓄基地	B型1,100	1,980	935	189	油回収装置3基 液体化学消火剤24.4kl
24	住友共同電力㈱ 壬生川火力発電所	A型460	216	310		
25	大王製紙㈱三島工場	B型780	1,044	1,400	10	作業船2隻(事故時、けんこう3.2トン、三光14.82トンを有限会社三島ボートサービスへ要請)
26	丸住製紙㈱	B型540	108	225		O.F.のB型は自社岸壁に設置
27	住友化学㈱ 愛媛工場	B型540	180	725		新居浜地区 O.F.展張船1隻(エスポワールIII 5.5トン)
		B型540				新居浜地区共同防災協議会 液体化学消火剤41.5kl(大型化学高所放水車2.5、泡機送車4、県泡タンク35)
		B型1,450	980	550		菊本地区 O.F.は防災資機材庫、東海岸巻取機に保管 液体化学消火剤12kl、粉末化学消火剤1,000kg
		B型400	306	450		大江地区 O.F.は大江バース巻取機に保管 液体化学消火剤7.8kl

No.	会 員 名	オイルフェンス (m)	油処理剤 (L)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kg)	作 業 船 艇 等
28	住友金属鉱山㈱ 別子事業所		685.8	466.8		別子事業所
		A型300	396	75		東予工場
		A型1,200 (800、520)	288	310		住鉱物流 タグボート1隻 (いざみ192トン)
29	株式会社クラーレ西条事業所	A型180 B型420	270	306		O.F. 展張船 (セグロ1.3トン)
30	四国電力㈱火力本部西条発電所	B型300		468		
31	愛媛造船サービス㈱					曳船5隻 (愛船丸101トン、第三白扇丸112トン、あきた丸193トン、わかさ丸198トン、酒田丸166トン)
32	内海曳船㈱ 松山出張所					タグボート2隻 (平田丸223トン、勝田丸224トン)
33	日本サルヴェージ㈱今治営業所					
34	全国内航タンカー海運組合四国支部					
35	全日本内航船主海運組合四国支部					
36	住友重機械工業㈱ 愛媛製造所新居浜工場	400	180	32		交通船兼作業船 (住重新居浜1.3トン)
37	新居浜地区海運組合					
38	森実運輸㈱		54	135		油処理剤 (ネオスAB3000N) 3缶、油吸着材 (M型75、R型75)
39	日本通運㈱今治事業所					
40	株式会社天宗新居浜油槽所	B型160	234	30		タンクローリー (容量8KL) 1台 (容量6KL) 1台
41	今治・越智地区漁業協同組合協議会					
42	今治地区海運組合					
43	㈱四阪製錬所	B型300	450	1,000枚		作業船1隻 (しさか、19トン)
44	日本興運㈱					
45	一宮運輸㈱ 四国支社 今治支店					バキュームカー (3.8kl)
46	太陽テクノサービス㈱					バキュームカー (3.8kl)
47	浜栄海事㈱	A型100				O.F. は浜栄港運㈱倉庫内保管 作業船1隻 (港丸5トン)
48	大王海運㈱		58.5	122.1		
49	トクワカ商事㈱					
50	㈱丸和 石油事業所		540	51		

石油コンビナート等防災計画

石油コンビナート区域防災体制に関する計画							
防災体制 防災機関等	通報伝達系統及び主要通報事項		第1次防災体制		第2次防災体制		
発災事業所	通報先 通報事項 誘導員の配置 連絡員の配置 広報及び警戒員の配置	発災事業所 <ul style="list-style-type: none"> 消防本部（通信指令課） 共同防災協議会 応援協定事業所 災害場所（工場名、対象物名） 災害種別（火災、爆発、ガス漏えい、危険物等流出等） 災害の状況 応援協定事業所に対する要請の状況、又は要請の要否 正門に誘導員を配置し、応援隊等を災害現場に誘導する。 正門に連絡員を配置し、応援待機隊に対し、消防現場本部からの指令伝達の他、待機隊との連絡調整に当る。 災害が周辺住民等に影響を及ぼすおそれのある時で緊急を要する場合は、広報並びに警戒に当る。	災害応急活動 自衛消防隊現場指揮所設置 現況報告 防災活動 消防現場本部に対する助言、補佐	発災事業所防災計画 災害現場付近に発災事業所自衛消防隊現場指揮所を設置し防災活動を統括する。 消防現場本部最高指揮者に現況を報告する。 災害状況 応急対策状況 その他防災対策上必要とする事項 消防現場本部設置以後は、消防現場本部の指揮統括下で防災活動を行う。 発災事業所現場最高指揮者は、発災事業所における防災対策事情を把握の上消防現場本部に対して、防災活動上必要な事項について積極的な助言と補佐を行う。	第1次防災体制による 他右による	防災体制 防災資機材の補給 受援体制措置	発災事業所防災計画による。 消防現場本部の指示により防災活動に必要な資機材を増強調達する。 消防現場本部の指示により他市町村等の応援隊に対する受援体制を確立する。
新居浜地区共同防災協議会	要請連絡系統	発災事業所 <ul style="list-style-type: none"> (要請) 新居浜地区共同防災協議会 (連絡) 消防本部（通信指令課）	出動隊 現場到着報告 防災活動	新居浜地区共同防災協議会における出動計画による。 消防現場本部へ到着の旨報告を行う。（消防現場本部が未設置の場合は発災事業所自衛消防隊現場指揮所とする。） 消防現場本部設置以後は、消防現場本部の指揮統括下で防災活動を行う。		防災体制	新居浜地区共同防災協議会防災計画による。
住友金属鉱山k.k. 別子事業所 住友化学k.k. 愛媛工場 新居浜地区 大江・菊本地区 住友重機械工業k.k. 愛媛製造所 新居浜工場 住友共同電力k.k. 日本エイアンドエルk.k. 愛媛工場	要請連絡系統	発災事業所 <ul style="list-style-type: none"> (要請) 応援協定事業所 (連絡) 消防本部（通信指令課）	出動隊 現場到着 防災活動	応援事業所における出動計画による。 消防現場本部へ到着の旨報告を行う。（消防現場本部が未設置の場合は発災事業所自衛消防隊現場指揮所とする。） 消防現場本部設置以後は、消防現場本部の指揮統括下で防災活動を行う。		防災体制	応援協定事業所防災計画による。
新居浜市消防本部 北消防署 川東分署 南消防署	北消防署 通報連絡先 (第1次防災体制) 同上 (第2次防災体制) 北消防署 同上 (総合防災体制)	(通報) <ul style="list-style-type: none"> 新居浜警察署 新居浜海上保安署 (連絡) <ul style="list-style-type: none"> 新居浜地区共同防災協議会 応援渠底事業所 (指令) <ul style="list-style-type: none"> 川西地区消防分団 川東地区消防分団 (消防現場本部からの指令) 上部地区消防分団 (による) (報告) <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県石油コンビナート等防災本部 (概況判明後) (報告) <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県石油コンビナート等防災本部 東予広域消防相互応援協定市町村 (要請) <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県石油コンビナート等防災本部長の指示による。(防災本部→北消防署→消防現場本部) 	出動隊 連絡員の配置 消防現場本部設置 現地連絡所の設置 消防体制の決定 災害状況報告	新居浜市警防規定及び関係要綱による。 発災事業所正門に幹部隊員を配置し、消防団に対し消防現場本部からの指令伝達に当る。（消防団の出動を要しない場合は連絡員を配置しない。） 発災事業所自衛消防隊現場指揮所附近に消防現場本部を設置し、全出動消防隊を指揮統括する。（指揮統制は出動各消防隊の隊長を通して行う。） 発災現場付近等に現地連絡所を設置し、発災事業所からの災害情報の収集、関係機関との情報共有を行う。 発災事業所自衛消防隊現場最高指揮者からの報告と助言を得て対応消防力を決定し、それぞれ指令を行う。 1. 特命出動の要否決定と指令 2. 新居浜地区共同防災協議会、応援協定事業所消防隊出動要請の要否決定と指令 3. 消防隊出動の要否決定と指令 4. その他消防体制を確立するために必要とする事項の決定と指令 注. 災害対応上第2次防災体制への移行を必要とする場合は、第1次防災体制において市内全消防力を出動配備する事を原則とする。 愛媛県石油コンビナート等防災本部へ災害現況報告を行う。（消防現場本部→消防本部通信指令課→愛媛県石油コンビナート等防災本部）	消防現場本部 主要対策 受援消防力の決定 市災害対策本部設置 受援体制措置 受援報告 防災活動 現況報告	防災体制上、他市町村より受援を必要とする消防力を決定する。 応援要請前に体制を完了する。 愛媛県石油コンビナート等防災本部へ受援報告 1) 災害状況 2) 第2次防災体制を必要とする理由 3) 応援要請市町村 4) 補給を必要とする防災資機材 東予広域消防相互応援協定市町の内要請先を決定指令する。 1) 災害状況 2) 要請理由 3) 応援隊の種類と数 4) 応援隊の集結場所 5) 応援隊の誘導方法 6) その他 消防現場本部において応援隊を指揮統括する。（応援隊に対する指揮統括は応援隊長を通して行う。） 愛媛県石油コンビナート等防災本部へ第2次防災体制による防災活動概況と結果について報告する。	

石油コンビナート区域防災体制に関する計画

防災機関等	通報伝達系統及び主要通報事項	第1次防災体制		第2次防災体制				
<p>新居浜市消防団</p> <p>消防団本部</p> <p>川西地区</p> <ul style="list-style-type: none"> — 新居浜東分団 — 新居浜西 " — 金子東 " — 金子南 " — 金子中 " — 金子西 " <p>川東地区</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高津 " — 神郷 " — 垣生 " — 多喜 " — 大浜 " <p>上部地区</p> <ul style="list-style-type: none"> — 大生院 " — 中萩 " — 角野 " — 泉川 " — 船木 " — 別子山 " 	<p>指令系統</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">消防本部</div> <div style="margin-right: 10px;">遠隔有線</div> <div style="margin-right: 10px;">サイレン吹鳴</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> — 川西地区 <ul style="list-style-type: none"> — 北消防署 — 金子西分団 — 川東地区 <ul style="list-style-type: none"> — 川東分署 — 多喜浜分団 — 高津分団 — 大島分団 — 上部地区 <ul style="list-style-type: none"> — 南消防署 — 大生院分団 — 船木分団 — 中萩分団 — 角野分団 — 別子山分団 	<p>出 動 隊</p> <p>出 動 指 令</p> <p>災 害 現 場 の 確 認</p> <p>防 御 部 署 等 の 確 認</p> <p>集 結 場 所</p> <p>現 場 到 着 報 告</p> <p>防 災 活 動</p>	<p>新居浜市警防規定及び関係要綱による。</p> <p>消防署・消防団のサイレン吹鳴により出動する。</p> <p>サイレン吹鳴により車載無線を開設して災害現場を確認する。</p> <p>出動途上無線指令による防御部署等を確認する。 (無線指令のない場合は集結場所で待機する。)</p> <p>発災事業所正門で連絡員の指示を受け待機する。 (特に待機場所を指定された場合を除く。)</p> <p>発災事業所正門に到着した各隊長は副団長に現場到着報告を行う。 (副団長が不在の場合は連絡員に対して行う。)</p> <p>消防現場本部よりの指令に基づき、副団長の指揮統轄下で防災活動を行う。 但し副団長が不在の場合は消防現場本部で指命する幹部団員とする。</p>	<p>(主たる防災活動)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 周辺民家等の警戒防御 2) 住民に対する災害広報 3) 住民の避難誘導 4) 警戒区域の設定 5) 消防資機材の補給搬送 6) 交通規制補助 7) 他市町村消防隊の誘導 8) その他消防現場本部よりの指令する事項 	<p>第1次防災体制による 他右による</p>	<p>防 災 体 制</p>	<p>同 左</p>

協定一覧表

	協定名称	協定締結先	協定締結年月日	具体的な応援内容
1	東予広域消防相互応援協定書	4消防事務組合等(現・四国中央市、今治市、西条市、上島町各消防本部)東予地区市町	昭和54年12月14日	大規模火災、隣接火災、特殊災害に対し、市町村等の相互応援協定に基づき共同して消火活動の実施
2	火災出動要請に関する協定	住友金属鉱山(株)・住友化学工業(株)・住友重機械工業(株)・住友共同電力(株)・新居浜地区共同防災協議会	昭和45年4月1日 (更新) 昭和61年2月1日	消防に関する相互応援協定に基づき、共同して消防活動の実施
3	広域消防相互応援協定書	いの町、大川村、嶺北広域行政事務組合、仁淀消防組合	昭和61年4月1日 (更新) 平成17年9月1日	1町1村、2消防事務組合の接する地域及び該当地域周辺部で災害が発生した場合及び協定区域内で災害が発生した場合の応援出動
4	高速自動車道(松山自動車道)に関する覚書	四国中央市消防本部、西条市消防本部	平成3年2月13日	土居IC～新居浜IC～西条ICまでの間における消防の応援
5	松山自動車道(土居～いよ西条)における火災及び救急業務等に関する覚書	西条市消防本部、四国中央市消防本部、西日本高速道路(株)四国支社	平成3年2月14日	高速道路において発生した火災及び救急業務などの緊急業務
6	災害時の医療救護活動についての協定書	新居浜市医師会	平成4年4月1日	集団的に多数の傷病者(おおむね15名以上)が生じた場合の医療救護活動
7	愛媛県消防広域相互応援協定書	県内市町 4消防事務組合	平成7年10月1日 (更新) 平成18年3月1日 (更新) 令和2年3月31日	県下の市町及び消防一部事務組合の消防広域相互応援
8	災害時の医療救護に関する協定	(社)愛媛県医師会	平成8年2月1日	災害時における被災者の救助として行う医療及び助産の実施
9	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	県内市町 4消防事務組合	平成8年10月1日 (更新) 平成18年3月1日	県が所有する消防防災ヘリコプターを用いて当該市町の消防を支援
10	公益社団法人日本水道協会中四国地方支部相互応援対策要綱	公益社団法人日本水道協会中四国地方支部正会員	平成8年10月4日 (改訂) 平成25年4月1日	地震、異常湧水等による災害における相互応援活動
11	大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書	新居浜市管工事業協同組合	平成9年4月1日	災害発生時等における水道の応急活動への協力
12	ダム放流時の水防連絡体制に関する覚書	鹿森ダム管理事務所	平成12年5月16日	ダム放流時の警戒伝達、下流住民への連絡、避難等の万全を期するための覚書
13	救急救命処置に伴う広域的指示体制に関する覚書	西条市消防本部、周桑事務組合消防本部(現・西条市消防本部)	平成12年10月13日	救急救命処置指示委託病院との心電図伝送等の救急救命処置の協力体制の確立
14	愛媛県広域災害・救急医療情報システムの運営に関する覚書	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ西日本支社四国支店	平成13年4月1日	大規模災害発生時に医療情報の一元的管理の下、迅速な災害医療体制の確立
15	消防事務の委託に関する附属協定書	四国中央市	平成15年4月1日 (更新) 平成16年4月1日	別子山地区における消防事務を四国中央市に委託するための協定
16	災害時の医療救護に関する協定(愛媛県薬剤師会)	(社)愛媛県薬剤師会	平成15年4月9日	被災者の救助として行う医療及び助産の実施
17	災害時の医療救護に関する協定(愛媛県看護協会)	(社)愛媛県看護協会	平成15年4月9日	被災者の救助として行う医療及び助産の実施
18	災害時の医療救護に関する協定(愛媛県歯科医師会)	(社)愛媛県歯科医師会	平成15年4月9日	被災者の救助として行う医療の実施
19	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	四国旅客鉄道株式会社	平成15年7月1日	相互連絡、協力体制、安全で迅速な救助活動及び公共交通機関の早期運転再開の実施
20	災害時における物資等の輸送に関する協定書	愛媛県トラック協会新居浜支部	平成16年2月1日	災害救助に必要な生活必需品の輸送業務、災害緊急対策実施に必要な資機材の輸送業務、その他市が必要とする応急対策業務

	協定名称	協定締結先	協定締結年月日	具体的な応援内容
21	大永山トンネルの災害活動に関する覚書	四国中央市	平成16年4月1日	大永山トンネルにおける警防活動の応援
22	災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書	(福)はびねす福祉会・(福)三恵会・(福)ふたば会・(福)常美会・(福)わかば会・(福)新居浜愛育会・(福)すいよう会	平成17年8月2日	要援護者の一時避難所としての施設使用
23	災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書	新居浜石油業協同組合	平成17年12月5日	車両用燃料及び発電機等燃料の優先供給
24	災害時における物資供給等の協力に関する協定	イオン(株)西日本カンパニー	平成18年3月9日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
25	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング株式会社	平成18年6月30日 (一部変更) 平成28年8月26日	自動販売機内の飲料水の無料提供と災害メッセージボードによる災害広報
26	災害時における災害応急対策業務に関する協定書	新居浜建設業協同組合	平成18年7月1日 (更新) 平成25年10月21日 (更新) 令和2年4月30日	応急対策業務への協力
27	災害時における物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープえひめ	平成19年1月10日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
28	災害時における応急生活物資(LPガス等)の供給に関する協定書	社団法人愛媛県エルピーガス協会新居浜支部	平成19年11月30日 (一部変更) 令和4年9月29日	応急生活物資(LPガス等)の調達及び運搬
29	災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	株式会社日光商事	平成20年3月24日	避難場所、生活物資等の集積場所の提供、屋外大型テレビでの情報提供等
30	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社 マルヨシセンター	平成20年6月13日	保有物資の供給及び運搬に対する協力
31	災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書	南国産業株式会社	平成20年6月13日	避難場所、飲料水、トイレ等の提供、食料、生活物資等の集積する場所の提供
32	災害時「緊急避難者」の受入れに関する協定書	住友化学株式会社愛媛工場	平成20年12月19日	避難場所、水道水、トイレ等の提供
33	災害時における応急対策業務に関する協定書	新居浜市管工事業協同組合	平成21年8月12日 (更新) 平成25年10月21日	応急対策業務への協力
34	災害時における応急対策業務に関する協定書	新居浜造園緑化事業組合	平成25年10月21日	応急対策業務への協力
35	災害時における応急対策業務に関する協定書	財団法人 四国電気保安協会	平成22年2月5日	市の指定する施設に係る電気施設の応急復旧等の協力
36	愛媛県中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書	愛媛県公営企業管理者	平成22年3月24日	県立中央病院が所有するドクターカーを円滑迅速に運用し、多くの傷病者を救命することが目的
37	大規模災害時等における新居浜市の施設の使用に関する協定書	新居浜警察署長	平成22年6月2日	新居浜警察署庁舎が使用不能となった場合に市所有の施設(消防庁舎4階展示室等)を新居浜警察署災害警備本部用施設としての使用承諾
38	大規模地震等災害発生時における三者相互協力に関する協定書	新居浜警察署長 新居浜海上保安署長	平成23年6月2日	市災害対策本部に職員を派遣しての情報収集と共有
39	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省 四国地方整備局長	平成23年10月26日	被害状況の把握及び提供、情報連絡網の構築、災害応急措置、その他必要と認められる事項

	協定名称	協定締結先	協定締結年月日	具体的な応援内容
40	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	瀬戸内107市町村	平成24年3月29日 (更新) 平成26年3月28日	被災市町独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員に対して応急及び復旧対策
41	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社 アクティオ	平成24年5月31日	保有物資の供給及び運搬に対する協力(レンタル:重機・車両・発電機・トイレ等)
42	災害時における相互応援協定	青森県青森市	平成24年10月17日	被害を受けた市のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互応援体制
43	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	愛媛県土地家屋調査士会	平成25年2月26日	被災家屋等の調査(家屋被害認定調査)への協力
44	災害時における応援業務に関する協定書	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	平成25年3月19日 (更新) 平成29年1月23日	水道業務に大きな支障が生じた場合の水道業務への協力
45	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	新居浜電気工事協同組合	平成25年10月21日	公共施設などの電気設備等の応急対策業務への協力
46	災害時等における支援協力に関する協定書	ダイキ株式会社	平成25年12月27日	物資供給及び避難場所の提供等への協力
47	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社	平成26年2月6日	電力供給設備の復旧に関する協力、情報提供
48	災害時における物資供給協力に関する協定書	愛媛県森林組合連合会 いしづち森林組合 宇摩森林組合	平成26年2月7日	大規模災害発生時の仮設住宅建設をはじめ、復旧・復興事業に必要な木材の供給に関する協力(木材など)
49	災害時等における支援協力に関する協定書	株式会社ハローズ	平成26年2月7日	物資供給及び避難場所の提供等への協力
50	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	愛媛県立新居浜特別支援学校	平成26年7月1日	知的障がい者(児)及び発達障がい者(児)のための福祉避難所
51	災害時における応急対策の協力に関する協定書	住友重機械エンパイロメント株式会社	平成26年7月3日	下水道施設の保全、復旧、その他の応急対策の協力
52	大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書	愛媛県	平成26年10月2日 (更新) 平成29年2月14日	県内で大規模災害が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊や、国や他県等から提供される支援物資を円滑な受け入れの広域的な防災拠点としての施設の優先使用等
53	災害時における応急対策業務に関する協定書	愛媛東予クレーン協同組合	平成26年11月17日	応急対策業務への協力
54	新居浜市指定避難所用資機材整備に関する覚書	愛媛県立新居浜西高等学校 愛媛県立新居浜東高等学校 愛媛県立新居浜南高等学校 愛媛県立新居浜工業高等学校 愛媛県立新居浜商業高等学校	平成26年12月1日	大規模災害に備え、指定緊急避難場所及び指定避難所に必要な資機材をあらかじめ整備する。
55	大規模地震等の災害時における一時避難所としての使用に関する協定書	創価学会愛媛県事務局	平成27年2月19日	創価学会新居浜文化会館の一部を災害時に地域住民の緊急避難のための一時避難所
56	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	愛媛県立新居浜特別支援学校 校川西分校	平成27年7月1日	肢体不自由者(児)のための福祉避難所

	協定名称	協定締結先	協定締結年月日	具体的な応援内容
57	災害発生時における新居浜市と新居浜市内郵便局の協力に関する協定	新居浜市内郵便局	平成27年7月21日	避難した被災者の情報を被災者同意の上で市と市内郵便局で相互提供することにより、災害救助法適用時における郵便業務に係る事務取扱及び援護対策等を円滑に進めての広報活動、避難所運営、避難者援護対策
58	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会(新居浜市総合福祉センター)	平成27年9月1日	肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、内部障がい者、精神障がい者、知的障がい者、難病患者などのための福祉避難所
59	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会(新居浜市障がい者福祉センター)	平成27年9月1日	肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者のための福祉避難所
60	特殊公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	平成27年10月20日	被災者の通信の確保のための非常用電話の設置及び管理
61	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	国土交通省四国地方整備局 徳島県港湾管理者 香川県港湾管理者 坂出市港湾管理者 愛媛県港湾管理者 今治市港湾管理者 八幡浜市港湾管理者 高知県港湾管理者 民間協力者(7協会)	平成27年11月5日	災害発生時の相互協力体制による被害拡大防止と被災施設の早期復旧
62	災害時等及び平常時における支援協力に関する協定書	レンゴー株式会社松山工場	平成27年12月2日	物資供給等(段ボール製簡易ベット・段ボール製シート等、段ボール製品)の協力及び平常時における防災啓発活動等への協力
63	災害時等における支援協力に関する協定書	公益社団法人新居浜青年会議所	平成27年12月3日	青年会議所のメンバー及びメンバーの所属する会社など各法人又は個人が持つ専門技能並びに市内外の各種関係団体と状況に応じた支援協力(物資、避難場所、救援活動等)
64	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人三恵会	平成28年1月1日	身体障がい者(児)のための福祉避難所
65	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	特定非営利活動法人あえる	平成28年1月1日(改定) 令和3年10月1日	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)のための福祉避難所
66	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人わかば会	平成28年1月1日	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)のための福祉避難所
67	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人新居浜愛育会	平成28年1月1日	知的障がい者(児)・発達障がい者(児)のための福祉避難所
68	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人花咲会	平成28年1月1日	精神障がい者のための福祉避難所
69	新居浜市の避難所等情報提供に関する協定	ファーストメディア株式会社 三井住友海上火災保険株式会社愛媛支店	平成28年1月25日	市内の災害に係る情報を提供する手段を充実させる。
70	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書	愛媛県、県内市町	平成28年2月17日	愛媛県内の市町において災害が発生し、被害を受けた市町が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施する。
71	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成28年3月28日	水防本部等が設置された時に利用できる住宅地図5冊、複製利用許諾権利、また、平時にも利用できる広域地図5枚とWEBで利用する住宅地図の1ライセンスの提供

	協定名称	協定締結先	協定締結年月日	具体的な応援内容
72	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定に基づく運用マニュアル	愛媛県、県内市町	平成28年8月1日	被害を受けた市町が独自では十分な応急対策措置が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施できるもの
73	GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	国土交通省四国地方整備局	平成28年9月27日	GPS波浪計を用いて沖合で観測された津波情報をいち早く受信し、津波への迅速な対応を図る。
74	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書(ハビリテールディングセンターvivre)	社会福祉法人はびねす福祉会	平成29年1月4日	重症心身障がい者(児)のための福祉避難所
75	災害時における被災者支援に関する協定書	愛媛県行政書士会	平成29年4月21日	被災者支援の為に、各種相談業務・被災者支援相談窓口の設置および会員の派遣
76	エボラ出血熱患者等の移送に係る協定書	愛媛県	平成29年7月14日	エボラ出血熱患者又は疑似症を呈する者の移送
77	災害時の協力に関する協定書	独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校 愛媛県新居浜警察署	平成29年9月1日	災害発生時に、新居浜工業高等専門学校の施設の一部を指定緊急避難場所及び指定避難所として提供・備蓄されている物資避難者に提供 また、警察署は災害時の警察活動のために必要に応じて施設の提供を受ける。
78	災害時等における支援協力に関する協定書	新居浜市農業協同組合(えひめ未来農業協同組合)	平成26年9月17日(改定) 平成29年12月27日	物資供給等の協力並びに避難、救援場所の提供及び平常時における防災啓発活動等への協力、避難物資の集積場所として施設、資機材の提供
79	大規模災害時等における港湾施設等の使用に関する協定書	愛媛県新居浜警察署	平成30年1月19日	新居浜市港務局が管理する港湾施設等を部隊員の待機場所及び船舶等係留場所として提供
80	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人三恵会	平成30年9月25日	市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護を行う。
81	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	社会福祉法人はびねす福祉会 社会福祉法人宝集會 株式会社ベアレント 医療法人社団 久和会 株式会社えひめメディコープ 株式会社お茶屋の里 株式会社さわやか倶楽部 株式会社セイフティー東予 株式会社東雲精工 株式会社東京ネバーランドえひめ 株式会社悠遊社 社会福祉法人すいよう会 社会福祉法人ふたば会 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブひと 有限会社デイサービスセンターふれんど 有限会社ほほえみ セントケア四国株式会社 ベストケア株式会社 愛媛医療生活協同組合 医療法人十全会	平成30年11月26日	市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護を行う。
82	災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書	株式会社 ゆうらり 株式会社 JAWA 新居浜医療福祉生活協同組合 社会福祉法人香南会	平成31年3月1日	市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者への避難援護を行う。
83	災害時における緊急放送・緊急通信等に関する協定書	株式会社ハートネットワーク	平成23年4月1日(改定) 平成30年4月1日(一部変更) 令和3年8月31日	テレビ等の放送設備により迅速かつ適切な情報提供及び株式会社ハートネットワークが所有するドローンを用いた被害状況把握
84	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	令和元年5月22日	被災した協定下水道施設の機能の早期復旧

	協定名称	協定締結先	協定締結年月日	具体的な応援内容
85	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部	令和元年5月22日	被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧
86	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	えひめ産業資源循環協会	令和元年6月24日	大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の処理等の協力
87	新居浜市及び大府市の災害時における相互応援に関する協定書	愛知県大府市	令和元年7月29日	いずれかの市域において災害が発生し、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、応急対策及び復旧対策の相互応援を行う。
88	新居浜市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令和元年9月30日	災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化または公共用水域の水質の悪化を防止する
89	消防業務協定書	新居浜海上保安署	昭和40年6月1日 (更新) 昭和48年12月15日 (更新) 令和2年1月29日	双方の業務責任を明らかにするとともに相互協力し、消火活動、水難事故等の救急・救助活動を円滑に行う。
90	愛媛県消防団広域相互応援協定書	愛媛県、県内市町	令和2年3月31日	災害発生時の鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し不測の事態に対処する。
91	大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定書	東予広域生コンクリート協同組合	令和2年10月19日	大規模災害時において、生活用水や、消防用水の供給及び輸送を行う。
92	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年10月19日	インターネットやアプリ特性を生かした災害に係る情報発信等
93	災害時における応急対応業務に関する協定書	住友重機械エンバイロメント株式会社 大阪支店 東芝インフラシステムズ株式会社 四国支社 東芝プラントシステム株式会社 関西支社 株式会社石垣 四国支店	令和2年12月11日	排水ポンプ場及び樋門が被災した際の施設の保全、応急復旧、その他応急対策を行う。
94	災害時の動物救護活動に関する協定書	公益社団法人愛媛県獣医師会	令和2年12月23日	地域住民の飼育する犬、猫の治療及び保護管理の救済措置
95	災害時における一般廃棄物の処理等の協力に関する協定書	あかがね環境事業協同組合	令和3年1月20日	一般廃棄物、避難者の生活ごみの処理等
96	災害時緊急時における支援協力に関する協定書	特定非営利活動法人ピースウインズ・ジャパン	令和3年2月17日	応急対策活動、避難所運営、情報収集、物資搬送等の支援協力
97	災害時における商品無償提供に関する覚書	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	令和3年4月5日	自動販売機の商品を被災者へ無償提供する協定
98	災害時における物資提供等の協力に関する協定書	王子コンテナ株式会社	令和3年7月14日	物資供給等(段ボールベット・段ボールパーティション、段ボールトイレ)
99	派遣型救急ワークステーションの設置に関する覚書	愛媛県	令和3年8月1日	救急体制の強化やメディカルコントロール体制の構築を含む病院前救護体制の充実強化のため
100	災害時における応急対策業務に関する協定書	日本石材産業協会 日本石材産業協会 愛媛県支部	令和3年9月29日	災害復旧活動に支障のある石材構造物への応急対策業務
101	災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定書	有限会社 光タクシー 有限会社 ライフケア 有限会社 介護タクシー友 合同会社 クニタ商事	令和3年12月14日	要配慮者を避難所等へ緊急輸送する

	協定名称	協定締結先	協定締結年月日	具体的な応援内容
102	災害時における物資供給及び施設使用等の協力に関する協定書	旭食品株式会社 新居浜支店	令和4年2月24日	物資供給及び倉庫、駐車場等を一時的な避難場所や災害対応業務として使用
103	災害時における施設使用等の協力に関する協定書	住友金属鉱山株式会社 別子事業所	令和4年3月23日	体育館(駐車場含む)、グラウンド等を一時的な避難場所として使用する
104	災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書	讃岐リース株式会社 新居浜営業所	令和4年6月9日	機材が必要となった場合に、調達可能な範囲で保有するレンタル機材の供給及び運搬協力する
105	災害時における防災資機材の提供に関する協定書	(株)ジーアイビー	令和4年7月28日	市内店舗(ブルースカイランドリーDCMダイキ店)に保管している防災資機材の無料貸与及びガス、水道等の無料供与
106	災害時における電気自動車等の支援に関する協定書	西日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車販売株式会社	令和4年12月23日	応急対策活動として、給電可能な電気自動車を貸与
107	災害時における施設の使用及び被災者の支援等に関する協定書	イオンモール株式会社	令和5年4月1日	避難場所、食料生活物資の集積場所の提供。水道水、トイレ等の施設提供、情報提供。
108	災害時におけるバス車両による輸送業務等に関する協定書	株式会社マイントピア別子	令和5年6月16日	傷病者、避難者、職員、災害に従事する人員、資機材、救援物資の輸送業務。被災の状況、被害情報の収集業務。
109	災害時における物資等の供給及び施設使用に関する協定書	協同組合新居浜給食センター	令和5年9月29日	物資供給及び施設を一時的な避難場所や炊き出し等の救援場所として使用
110	災害時における施設の利用に関する協定書	株式会社ベルモニー (リアントゥール)	令和5年10月23日	施設を一時的な避難場所として使用、トイレ、食料及び飲料水の提供
111	相互連携に関する協定書	株式会社セキド	令和5年11月1日	包括的な無人航空機の運航に関して、協働で取り組む
112	災害時における施設使用及び電気車両等の貸与に関する協定書	白石建設工業株式会社	令和5年11月27日	施設を一時的な避難場所として使用、トイレ、食料及び飲料水の提供、電気車両等の貸与
113	災害時における葬祭業務に関する協定書	新居浜造花装飾株式会社 有限会社フジタ 株式会社ドリーマー新居浜葬祭館 株式会社ベルモニー葬祭東予	令和5年12月21日	遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供 遺体を安置する施設の提供 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送 洗浄、消毒等遺体の処置
114	災害時における食料等の供給及び施設使用に関する協定書	株式会社遊食房屋	令和6年2月28日	トイレ、食料及び飲料水の提供、施設を一時的な避難場所として使用
115	災害時における施設の利用に関する協定書	有限会社石商	令和6年3月22日	トイレ及び飲料水の提供、施設を一時的な避難場所として使用
116	災害時における無人航空機の協力に関する協定書	株式会社サイゼン愛媛支社	令和6年5月28日	無人航空機による静止画・動画の撮影、情報収集・データの提供

	協定名称	協定締結先	協定締結年月日	具体的な応援内容
117	災害時における物資等の供給及び応急救援活動に関する協定書	株式会社フジ	令和6年6月1日	避難場所、食料生活物資の集積場所の提供。水道水、トイレ等の施設提供、情報提供
118	災害時における施設の利用に関する協定書	新居浜市社会福祉協議会	令和6年7月10日	施設を一時的な避難場所として使用、トイレ、飲料水の提供
119	災害時における物資等の供給及び応急救援活動に関する協定書	株式会社クスリのアオキ	令和6年9月1日	避難場所、食料生活物資の集積場所の提供。水道水、トイレ等の施設提供、情報提供
120	災害時における物資の供給及び施設使用に関する協定書	株式会社池田商店	令和6年9月5日	物資供給及び施設の一部を一時的な避難場所や炊き出し等の救援場所として使用
121	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書	新居浜市ホテル旅館組合	令和6年10月4日	要配慮者等に対して宿泊施設、入浴施設及び食事等の提供

建設業者一覧表

会社名	住所	TEL	会社名	住所	TEL
(株) 秋月開発	船木甲2593-3	41-1490	広田建設(株)	惣開町2-18	33-5541
(株) 一宮工務店新居浜支店	西原町2-4-34	33-4165	(有) 藤沢土建	宇高町5-8-2	32-3656
(有) 一優興業	瀬戸町8-53	44-6653	(有) 古川建設工業	寿町7-10	43-5929
(株) 伊藤建設	萩生407-2	41-7500	(有) 古川工業	瀬戸町7-42	40-5551
(株) 渦井建設	大生院837	44-7233	(株) 堀江建設工業所	西の土居町2-13-41	34-3222
(株) 大竹組	庄内町6-6-26	33-3222	(有) 松木土木	萩生2610-1	41-1607
(株) 大原組	寿町10-36	41-9674	(有) 三宅組	中村松木2-6-14	43-5719
香川建設(株)	泉宮町6-22	32-9029	(株) 森賀建設	萩生1307-1	41-6610
梶本建設工業(株)	岸の上町1-11-1	41-7880	(有) 守谷建設	多喜浜5-2-7	45-1278
(有) 鎌森組	本郷2-8-18	44-5517	(株) 文殊建設	楠崎1-3-53	45-0047
(株) 河端組	宮原町7-22	41-6446	(株) 横井産業	黒島1-6-32	45-0266
河端建設(株)	本郷3-4-17	41-7051	米谷建設(株)	新田町1-21-27	33-6363
(株) 菅工務店	本郷2-1-10	41-6803			
(有) 関西建設	御蔵町1-40	66-9216			
協和建設(株)	新田町3-1-25	33-1358			
薦田建設(株)	宮原町2-17	41-7079			
(株) 塩見組	宮原町6-31	41-6231			
(株) シゲタ	新田町2-1-33	33-8181			
(有) 四国工務店	西連寺町1-12-9	40-3139			
白石建設工業(株)	久保田町3-9-20	33-4812			
(株) 白石工務店	黒島1-3-29	46-2275			
(株) 神野工務店	本郷3-2-34	43-7249			
新和建設(株)	観音原985-15	40-0077			
天領(株)	船木甲4039-4	40-3351			
(有) 大一建設	喜光地町1-4-24	47-7308			
(株) 高橋基礎工業	八幡3-9-4	47-7310			
(株) 高橋工務店	八雲町13-36	33-2800			
(株) 竹内組	上原3-6-21	66-9223			
田坂建設(株)	北内町1-3-44	41-7371			
(株) 田坂産業	光明寺1-甲396-2	40-6212			
(株) 垂水工務店	新須賀町3-3-6	32-2982			
(株) 東新建設	阿島4-2-32	45-0078			
(株) 直野組	中筋町1-15-20	41-2737			
(株) 新居浜建設	庄内町5-4-12	33-3303			
(有) ヒカリ開発	萩生2861-4	47-8650			
(株) 野々下建設	萩生737-9	41-5526			

新居浜市登録業者（水道施設業及び管工事業）一覧表

令和6年7月31日現在

事業所	代表者	住所	TEL	FAX
(株)愛水	田村 昭一	久保田町2-1-45	34-1313	37-3370
秋山工業(株)	秋山 周三	東田1甲1300	41-5618	43-0880
(株)天野本店	天野 淳	惣開町2-7	33-1511	33-1514
(株)一色設備	一色 直幸	本郷3-4-4	43-2827	43-5328
岩崎冷熱(株)	岩崎 栄治	繁本町9-53	35-3171	35-3172
(有)栄和設備	藤原 弘之	本郷2-3-19	40-0583	40-1485
(有)エヒメ設備	神山 貴由	多喜浜5-5-17	40-5601	40-5602
(株)大西工務店	貝崎 正剛	坂井町3-5-43	41-7498	41-7497
(有)尾田水道	尾田 征司	八幡1-10-28	33-8252	37-1224
(有)加藤設備	近藤 翔	下泉町2-3-8	41-8823	41-8823
北四国設備(株)	小泉 浩平	中村松木1-9-23	40-1943	43-3816
(有)古峠工務店	古峠 仁司	中村2-9-2	41-6862	41-6767
(有)壽商会	原 直人	寿町4-11	44-7762	43-9719
近藤建材(株)	近藤 一太	坂井町3-2-21	43-7711	43-6204
(有)近藤商会	近藤 孝之	八幡3-2-31	45-0059	46-0379
四国住設(株)	石水 浩臣	高田1-1-47	33-5716	33-5719
(有)新栄住設	渡辺 保	神郷2-5-1	45-0149	46-3597
(株)スイヨ一	岩崎 明	菊本町2-14-33	34-2800	37-2331
(有)第一住設	中嶋 正恭	喜光地町2-2-26	43-9891	41-1961
(有)竹林住宅設備機器	竹林 昌兼	大生院83-1	41-6622	41-3768
(有)西谷組	河野 秀雄	松原町8-24	41-4380	41-4355
(株)日管	原 敬	寿町10-25	47-3318	47-7065
(有)燧熱学	鈴木 正陽	東田1-1307-1	43-2288	41-4174
(株)桧垣工務店	上野 高宏	一宮町1-13-15	33-5111	32-8298
(株)牧野商会	牧野 彰	久保田町1-2-25	33-2602	33-2614
(有)ミノル設備工業	白石 英治	八幡2-7-12	33-3707	32-2105
(株)明和	近藤 利彦	宇高町1-1-33	33-0808	33-5463
(株)山岡	山岡 弘太郎	新須賀町2-9-5	34-8800	37-0808
山下電機工業(株)	山下 邦俊	庄内町3-1-64	37-2500	33-5221

※新居浜市上下水道局指定給水装置工事事業者は、新居浜市水道課HP参照

新居浜市管工事業協同組合	八雲町3-29	33-1642
--------------	---------	---------

し尿収集業者一覧表

令和6年4月1日現在

業者名	住所	電話	従事者 人数 (人)	車両数(台)							1日搬出 能力 (k1)
				10t車	8t車	5t車	4t車	3t車	2t車	小型	
新居浜市清掃企業(株) 代表取締役 越智 康介	新居浜市 黒島1-5-58	46-3561	18				3	1	8		113.2
(有)四国衛生社 代表取締役 河野 慎也	新居浜市 船木4010	41-7062	9		1		1		3		59.2
(有)泉 代表取締役 青木 文雄	新居浜市 郷5-7-50	37-0088	9			1	1	4	2		94.0
し尿収集運搬等特定委託業務 共同企業体 越智 康介	新居浜市 黒島1-5-58	46-3561	—						1	1	8.6
(有)村上産業 代表取締役 村上 慶太郎	新居浜市 郷5-1-28	32-9747	2						1		7.2

ごみ収集業者一覧表

令和6年4月1日現在

業者名	住所	電話	従事者 人数 (人)	車両数(台)			
				塵芥車	深型トラック	軽トラック	その他
新居浜市清掃企業(株) 代表取締役 越智 康介	新居浜市 黒島1-5-58	46-3561	9	3			
(有)大原産業 代表取締役 大原 清美	新居浜市 星原町15-45	41-7620	6	1	1		
(有)高橋産業 代表取締役 佐々木 雄介	新居浜市 瀬戸町3-82	43-7411	18	1	6	1	
(有)四国衛生社 代表取締役 河野 慎也	新居浜市 船木4010	41-7062	6	2			
(有)村上産業 代表取締役 村上 慶太郎	新居浜市 郷5-1-28	32-9747	14	2	3		
㈱めぐる 代表取締役 太田 初	新居浜市 喜光地町1-1-3	40-1119	8	1	2	1	
㈱西本環境整備社 代表取締役 篠原 健作	新居浜市 郷5-2-213 東雲マンション5号棟516号室	36-3283	2	1			
(有)柳紙業 代表取締役 柳 克寿	新居浜市 観音原町乙2-13	41-1410	5	2	0		
(有)塩崎産業 代表取締役 塩崎 一夫	新居浜市 新田町1-17-22	34-4334	4	1		1	
タツミ企業(有) 代表取締役 高橋 辰夫	新居浜市 七宝台町乙65-82	41-3418	3	1	0	0	
市直営(廃棄物対策課)	新居浜市 一宮町1-5-1	65-1252	2		2		
市委託業者 (あかがね環境事業協同組合) 代表理事 太田 初	新居浜市 坂井町3-8-23	40-1097	1		1		